

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月24日（木）15:00～17:35

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	6番	大城	貴子
	7番	大城	進
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 現況証明について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 亀里 大樹

## 令和3年第5回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和3年第5回伊江村農業委員会総会を開会致します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中9名、農地利用最適化推進委員3名中3名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中9名。農地利用最適化推進委員3名中3名。全員出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に7番大城進委員、8番西江正委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地、畑。地積 933 m<sup>2</sup>。所有権移転で売買になります。坪単価 710 円になります。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,852 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 853 m<sup>2</sup>。合計 2,705 m<sup>2</sup>。賃借権の設定で10年。坪単価 50 円になります。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、2,707 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、822 m<sup>2</sup>。合計 3,529 m<sup>2</sup>。使用貸借権の設定で10年になります。No.4 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,836 m<sup>2</sup>。使用貸借権の設定で10年になります。No.5 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 446 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,518 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 37 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,504 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,081 m<sup>2</sup>。●。登記地目、保安林。

現況地目、畑。地積 84 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 146 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 2,872 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,547 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 691 m<sup>2</sup>。合計 9,926 m<sup>2</sup>、3,003 坪。所有権の移転で贈与になります。No. 6 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,600 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,150 m<sup>2</sup>。●。登記地目、ため池。現況地目、畑。1,688 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,287 m<sup>2</sup>。合計 5,725 m<sup>2</sup>。使用貸借権の設定で 5 年になります。No. 7 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,410 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 515 m<sup>2</sup>。合計 1,925 m<sup>2</sup>。所有権の移転で売買。坪単価 2,000 円になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

7 番 休憩おねがいします。

議長 休憩いたします。(16:40~16:55)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第 4、議案第 2 号「農地法第 4 条の第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第 2 号、農地法第 4 条の第 1 項の規定による許可申請について」。を説明します。No. 1 申請人、●。申請地、●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積 550.52 m<sup>2</sup>。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 511 m<sup>2</sup>。合計 1061.52 m<sup>2</sup>。転用面積 1061.52 m<sup>2</sup>。転用目的、中学校教員宿舎の建設、所有地であります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

7 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます

局長 「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No. 1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●、登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,059 m<sup>2</sup>。転用面積 1,059 m<sup>2</sup>。転用目的、一般住宅。所有権の移転で売買。坪単価 9,375 円になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

8 番 異議なし、進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号「現況証明について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます

局長 「現況証明について」。を説明します。No. 1 申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積、807 m<sup>2</sup>。所有者氏名、●になっております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。（17：10～17：25）

議長 休憩いたします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
令和3年第5総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 17:35

署名

会長 玉城 増生 印

7 番 大城 進 印

8 番 西江 正 印